

地域公共交通会議分科会の設置及び分担委員について

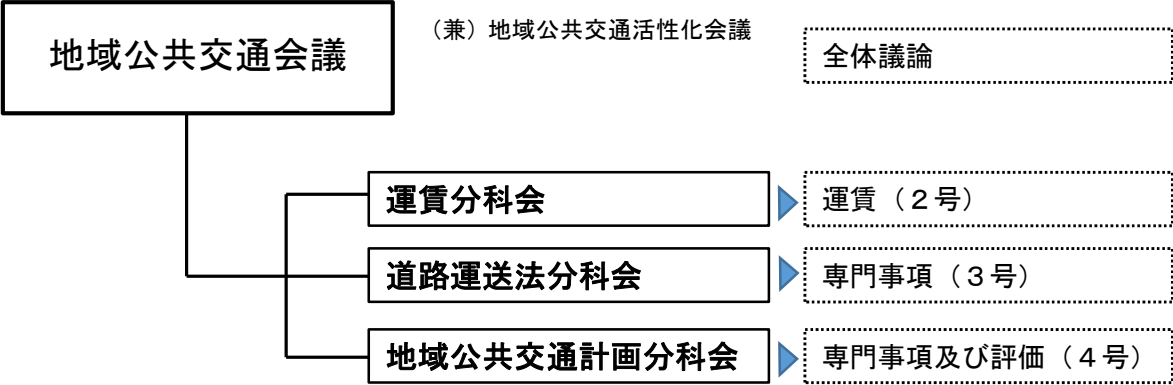
- (1) 分科会の名称
道路運送法分科会

分科会の目的

行政と交通事業者の実情を共有し、地域公共交通会議での論点整理のため、より専門的、具体的な議論を行う。

- (2) 設置根拠
狛江市地域公共交通会議運営規則（以下「規則」）第 7 条第 1 項第 2 号

(参考) 地域公共交通会議の全体構造



- (3) 所掌事務
道路運送法第 2 条第 3 項に規定される旅客自動車運送事業その他運送法に関する専門的な協議

- (4) 分科会の設置期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（本会議の委員終期に準拠）

(5) 会議予定

回 数	日 程	概 要
第 1 回	令和 8 年 7 月 15 日 (水)	・ 狛江市デマンド交通実証運行事業について （運行エリア、乗降ポイント、運賃等協議） ・ 市民・利用者アンケート調査等の設問設計について
第 2 回	令和 8 年 8 月中（予備）	※ 8 月以降議題がある場合に臨時に日程調整の予定

※時間及び会場は、委員に個別に連絡する。

- (6) 会議の公開・非公開
規則第 7 条第 5 項において準用する第 5 条第 5 項の規定により 非公開 とする。

(7) 分科会の分担委員

選出根拠	所 属	役 職	氏 名
(1) 一般旅客自動車 運送事業者	小田急バス株式会社	バス事業本部計画部部長	宮下 誠
	京王電鉄バス株式会社	運輸営業部乗合事業担当 課長	三浦 裕介
	一般社団法人東京ハイヤー・ タクシー協会	株式会社グリーンキャブ 粕江営業所所長	井村 康之
(2) 一般社団法人東 京バス協会	一般社団法人東京バス協	乗合業務部長	富樫 秀樹
(3) 東京運輸支局長 又は東京運輸支局 長の指名する者	関東運輸局東京運輸支局	首席運輸企画専門官 (総務企画担当)	内山 嘉津夫
	関東運輸局東京運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	川村 英輝
(4) 学識経験者又は その他交通会議が 必要と認める者	一般社団法人都市調査会	元東京都交通局理事 (建設工務部長)	遠藤 正宏
	東京都市大学	建築都市デザイン学部 都市工学科准教授	稲垣 具志
	東京都	都市整備局都市基盤部 地域公共交通担当課長	吉川 昌孝

《参考資料》

道路運送法（抄）（昭和二十六年六月一日号外法律第百八十三号）

（定義）

第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）